

○静岡県地下水の採取に関する条例

昭和52年8月1日

条例第25号

静岡県地下水の採取に関する条例をここに公布する。

静岡県地下水の採取に関する条例

地下水の採取の適正化に関する条例(昭和46年静岡県条例第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地下水の採取に関し、基本理念を定め、特定の区域内において地下水の採取の規制等の必要な措置を講ずることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を図るとともに、地下水の適正かつ持続的な利用を図り、もつて県民生活の安定向上及び本県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成30年条例17号〕)

(定義)

第2条 この条例において「水循環」とは、水循環基本法(平成26年法律第16号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する水循環をいう。

2 この条例において「健全な水循環」とは、法第2条第2項に規定する健全な水循環をいう。

3 この条例において「規制地域」とは、地下水を採取したことにより生ずる地盤の沈下、地下水の塩水化又は地下水の水位の異常な低下(以下「地下水の採取に伴う障害」という。)が生じている区域及びこの区域と地下水域理とに於いて知事密接な第3条第1項の規定により指定する区域を併せて地下水の採取の規制を行う必要があると認められる区3条第1項の規定により指定する区域をいう。

4 この条例において「適正化地域」とは、地下水の採取に伴う障害の生ずるおそれのある区域として知事が第3条第1項の規定により指定する区域をいう。

5 この条例において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。)を採取するための設備であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が14平方センチメートルを超えるものをいう。

(一部改正〔平成30年条例17号〕)

(基本理念)

第2条の2 第1条に規定する措置は、次に掲げる基本理念にのつとり、講ずるものとする。

(1) 地下水については、水循環の過程において、県民生活及び本県経済に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと。

(2) 地下水が県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地下水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての県民がその恵沢を将来にわたつて享受できることが確保されなければならないこと。

(3) 地下水の利用に当たつては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるように配慮されなければならないこと。

(追加〔平成30年条例17号〕)

(地下水に関する情報の管理)

第2条の3 知事は、帯水層(地下水で満たされた砂層その他の透水性が比較的良い地層であつて、地下水の採取の対象となり得るものをいう。)の存する地域の地下水の採取の状況を把握するものとする。

2 知事は、県民に対し、地下水の採取の状況及び水位の変動その他の地下水に関する情報を提供するものとする。

(追加〔平成30年条例17号〕)

(地域の指定)

第3条 知事は、区域を定めて、規制地域又は適正化地域を指定する。

2 知事は、規制地域又は適正化地域を指定しようとするときは、あらかじめ、静岡県環境審議会条例(平成6年静岡県条例第23号)第1条に規定する静岡県環境審議会及び関係市町長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、規制地域又は適正化地域を指定するときは、その旨及びその区域を、県の公報で公示しなければならない。

4 前2項の規定は、規制地域又は適正化地域の変更及び廃止について準用する。

(一部改正〔平成13年条例2号・19年42号〕)

(取水基準の設定)

第4条 知事は、規制地域又は適正化地域ごとに地下水の採取の基準(以下「取水基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の取水基準は、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積、揚水設備により採取する地下水の量、揚水設備のス

トレーナーの位置その他規則で定める事項について定めるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による取水基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(地下水採取者の責務)

5 (第条規制地域又は適正化地域の区域内において揚水設備により地下水を採取する者以下「地下水採取者」という。)は、当該揚水設備に係る取水基準を遵守しなければならない。

2 地下水採取者は、規制地域又は適正化地域の区域内における地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全のために、水使用の合理化及び地下水に替わる他の水源への転換に努めなければならない。

3 地下水採取者は、規制地域又は適正化地域ごとに、その区域内における地下水の採取の適正化、水使用の合理化及び地下水に替わる他の水源への転換を推進するため、地下水に関する調査及び研究並びに相互の連絡及び協調を図る団体(以下「地下水利用対策協議会」という。)を設けるものとする。

(揚水設備の設置の届出)

第6条 規制地域又は適正化地域の区域内において揚水設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 揚水設備の設置の場所

(3) 揚水設備により採取する地下水の量

(4) 揚水設備により採取する地下水の用途

(5) 揚水設備のトレーナーの位置

(6) 揚水設備の揚水機の吐出口の断面積

(7) 揚水設備の揚水機の原動機の出力量

(8) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(地域指定等に係る経過措置)

第7条 一の区域が規制地域又は適正化地域となつた際現にその区域内に揚水設備を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。次項及び第14条第5項において同じ。)は、当該区域が規制地域又は適正化地域となつた日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 規制地域であつた一の区域が適正化地域となり、又は適正化地域であつた一の区域が規制地域となつた際現にその区域内に揚水設備を設置している者で前条第1項又は前項の規定により当該揚水設備の設置の届出をしているものは、当該揚水設備について前項の規定による届出をした者とみなす。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)

第8条 第6条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1項第1号又は第8号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更のあつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第6条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1項第3号から第7号までに掲げだしたる、事その項のを変更更がしよ第うとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。た11条第2項第1号又は第2号に掲げる場合に該当するときその他規則で定める軽微な変更該当するときは、この限りでない。

3 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更の勧告)

第9条 知事は、第6条第1項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、第6条第1項の規定による届出にあつてはその届出に係る同項第2号から第7号まで、前条第2項の規定による届出にあつてはその届出に係る第6条第1項第3号から第7号までに掲げる事項がその揚水設備に係る取水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、当該事項に関する計画の変更(前条2項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第6条第1項の規定による届出に係る揚水設備の設置に関する計画の廃止を勧告することができる。

(実施の制限)

第10条 第6条第1項の規定による届出をした者又は第8条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理されるれた第日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水設備を設置し、又はその届出に係る第6条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしてはならない。

2 知事は、第6条第1項又は第8条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(工事完了及び廃止の届出)

第11条 第6条第1項又は第8条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水設備の工事が完了したときは、その完了の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水設備が次の各号の一に該当するに至ったときは、その事実の発生した日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 揚水設備を動力を用いないものとし、又はその揚水機の吐出口の断面積を14平方センチメートル以下としたとき。

(2) 揚水設備を廃止したとき。

(承継)

第12条 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係るその届出をした者の地位を承継する。

2 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成13年条例2号〕)

(措置の勧告及び命令等)

第13条 知事は、規制地域又は適正化地域の区域内に設置されている揚水設備に係る第6条第1項第2号から第7号までに掲げる事項がその揚水設備に係る取水基準に適合しないと認めるときは、当該揚水設備により地下水を採取している者に対し、期限を定めて、当該揚水設備の揚水機の吐出口の断面積の縮小、当該揚水設備により採取する地下水の量の減少その他その違反を是正するために必要な措置を執ることを勧告することができる。

2 知事は、規制地域の区域内の揚水設備に関して第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水設備を設置し、若しくは地下水を採取しているとき又は規制地域の区域内に設置されている揚水設備に関して前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該揚水設備の揚水機の吐出口の断面積の縮小、当該揚水設備により採取する地下水の量の減少その他取水基準に係る違反を是正するために必要な措置を執ることを命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その命令に係る揚水設備の使用の一時停止を命ずることができる。

4 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者のその届出に係る揚水設備については、その区域が同項に規定する規制地域となつた日から、地下水に替わる他の水源の状況等を勘案して知事が指定する区域及び用地途域ごととなつた日及び指後定すの者日及び起算日として1年を経過する日までの間は、適用しない。ただし、その区域が規制8条第2項の規定による届出をした場合においてその届出が受理された日から60日を経過したときは、この限りでない。

5 第3条第3項の規定は、前項の規定による区域、用途及び日の指定について準用する。

(水量測定器の設置等)

第14条 規制地域又は適正化地域の区域内において揚水設備(その区域及び揚水設備の種類ごとに規則で定めるものを除く。以下本条において同じ。)を設置する者は、その揚水設備ごとに、規則で定める水量測定器を設置しなければならない。

2 前項に規定する者は、帳簿を備え、その揚水設備による地下水の採取について規則で定める事項をその帳簿に記載しなければならない。

3 前項の帳簿は、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

4 第1項に規定する者は、毎年2月末日までに、規則で定めるところにより、その揚水設備により採取する地下水の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

5 前4項の規定は、一の区域が規制地域若しくは適正化地域となつた際現にその区域内に揚水設備を設置している者又は適正化地域であつた一の区域が規制地域となつた際現にその区域内に揚水設備(適正化地域であつた区域内において第1項の規定により水量測定器を設置すべき義務があつた者の当該義務に係る揚水設備を除く。)を設置している者の当該揚水設備については、その区域が規制地域若しくは適正化地域となつた日又はその区域が適正化地域から規制地域となつた日から1年を経過する日までの間は、適用しない。

第15条 削除

(〔平成13年条例2号〕)

(報告及び立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し、その揚水設備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、地下水採取者の工場、事業場その他の場所に立ち入り、その揚水設備その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない

。 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第17条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内の揚水設備及び工業用水法(昭和31年法律第146号)又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)が適用される揚水設備については、適用しない。

2 第5条第1項及び第2項、第9条並びに第13条の規定は、消防用その他の規則で定める用途に供する揚水設備であつて他の水源をもつて地下水に替えることが著しく困難であると知事が認めるものについては、適用しない。

(地下水採取者等への配慮)

第18条 知事は、地下水の採取量の減少のために必要な揚水設備の改造、水使用の合理化のために必要な設備の設置若しくは改善又は地下水に替わる他の水源への転換のために必要な設備の設置若しくは改善を行う者に対し、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 知事は、第5条第3項の規定により設けられた地下水利用対策協議会の運営に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。

(取水基準に係る経過措置)

第19条 知事は、第4条の規定により取水基準を設定し、又は変更する場合においては、その取水基準で、その設定又は変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第20条 第13条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第22条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第8条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条第1項の規定に違反した者

(3) 第14条第1項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同条第2項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは同条第3項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

(4) 第14条第4項又は第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第16条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条第2項(第4条第3項において準用する場合を含む。)及び第15条の規定は、公布の日から施行する。(昭和53年1月規則第1号で、同53年1月31日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例の規定に基づき指定された規制地域又は適正化地域の区域内に揚水設備を設置している者でこの条例による改正前の地下水の採取の適正化に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により当該揚水設備の設置に係る届出をしているものは、当該揚水設備について、第7条第1項の規定による届出をした者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成13年3月28日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第15条の改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

附則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成30年3月28日条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。